

デイサービスセンターまごころ半明原 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人廿日市福祉会が開設するデイサービスセンターまごころ半明原（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護及び第1号通所介護事業における通所型サービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業従業者（以下「従業者」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターまごころ半明原
- (2) 所在地 廿日市市原字半明原 481 番 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤（生活相談員と介護職員を兼務））
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3 名（常勤 3 名（1 名は管理者及び介護職員と兼務、2 名は介護職員と兼務））
生活相談員は、利用者への日常生活上の相談援助等を行う。
- (3) 看護職員 2 名（非常勤 2 名（機能訓練指導員と兼務））
看護職員は、利用者への健康管理及び保健指導等を行う。
- (4) 介護職員 8 名（常勤 4 名（1 名は管理者及び生活相談員と兼務、2 名は生活相談員と兼務、1 名は専従）、非常勤 4 名）
介護職員は、利用者への介護及びレクリエーション等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2 名（非常勤 2 名（看護職員と兼務））
機能訓練指導員は、利用者への日常動作訓練及び機能訓練指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時から午後4時30分までとする。

(介護サービスの利用定員)

第6条 介護サービスの利用定員は、併せて30人とする。

(提供内容)

第7条 介護サービスの提供内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越える地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- (2) 食費として1食あたり505円を徴収する。
- (3) おむつ代として実費相当額を徴収する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用について実費相当額を徴収する。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、廿日市市（旧廿日市市と旧大野町（前空、深江、対厳山、宮島口、福面））、広島市佐伯区（隅の浜、美の里、屋代1丁目・2丁目）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。
- (2) 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- (3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時における対策方法)

第 11 条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年二回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- (3) その他の研修

2 従業者は職務上知りえた秘密を保持する。

3 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人廿日市福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第 4 1 条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 施設における虐待の防止の為の指針を整備すること。

三 施設において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修会を定期的に（年 2 回）実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(虐待の防止)